

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）を 口座振替へ変更できます

特別徴収（年金からの天引き）から口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、役場保健福祉課または由

岐支所住民室に申し出をしてください。（申し出については随時受付をしていますが、特別徴収の中止処理

には時間を要するため、申し出の時期により中止できる年金支払い月が違います）

平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間に65歳になられた（なられる）世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、下記の条件をどちらも満たす場合は、平成26年度から新たに特別徴収の対象者になります！

下記の条件をどちらも満たす世帯主の方で、平成25年4月2日から10月1日までに65歳になられた方および美波町に転入された方は、原則、平成26年4月から特別徴収が始まります。また、それ以降に65歳になられた（なられる）方および転入された方は、平成27年6月以降から順次特別徴収が始まります。

4～8月の特別徴収の金額は平

成25年度の年税額から計算した金額になります。

特別徴収の対象となる条件

世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方（ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます）

年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく1つの年金で18万円以上であること）

ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

平成26年度中に新たに特別徴収の対象者になる予定で、口座振替を希望する方は事前に申し出をお願いします。

平成26年4月から特別徴収を中止する場合は、平成26年1月31日（金）までに申し出をしてください。6月以降に対象者となる方も、お早めに申し出をお願いします。（申し出の時期により中止できる年金支払い月が違います）

特別徴収の場合、年金受給者（本人）がその国民健康保険税を支払ったものとして、所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除が適用されます。

平成26年4月から特別徴収を中止して、7月からの口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、平成26年1月31日（金）までに申し出をしてください。「普通徴収（口座振替）申出書」と「口座振替依頼」が必要です。

口座振替への変更で ご注意ください

1、これまで口座振替をご利用できなかった方は、役場・支所への申し出の前にご希望の金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください（提出の際に口座の届出印が必要になります）。その後、役場・支所への申し出をお願いします。

美波町役場への特別徴収から普通徴収変更の申し出（申出書は本庁・支所にあります）

金融機関への口座振替依頼（国保税の口座登録がない方）金融機関で手続きしてください。

右記2つの申し出と依頼が必要